



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除 (森林緑地課) 1
- 保安林の皆伐面積の限度 (森林緑地課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (海岸防災課) 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・4件 (県民生活課) 4
- 事後調査報告書の縦覧 (新石垣空港課) 6

告 示

沖縄県告示第605号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡久米島町字真我里マガイ底原413番1・413番3 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第606号

平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法 (昭和26年法律第249号) 第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成24年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

森林法施行令 (昭和26年政令第276号) 第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度 (ha)
単位区域名	保安林の種類	
沖縄北部	水源かん養保安林	223.99
	土砂流出防備保安林	8.38
沖縄中南部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八重山	水源かん養保安林	583.24

伊 是 名 村	干害防備保安林	1.10
久 米 島 町	干害防備保安林	1.16
座 間 味 村	干害防備保安林	6.48
恩 納 村	干害防備保安林	9.54
渡 嘉 敷 村	干害防備保安林	2.50
宮 古 島 市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.69

沖縄県告示第607号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
運天	今帰仁村字運天の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
仲宗根-1	今帰仁村字仲宗根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
仲宗根-2	今帰仁村字仲宗根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
湧川(1)	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
湧川(2)	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
湧川(3)	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
湧川(4)-1	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
湧川(4)-2	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

湧川(4)－3	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
湧川(5)－1	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
湧川(5)－2	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我山(1)	今帰仁村字呉我山の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我山(2)	今帰仁村字呉我山の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我山(3)	今帰仁村字呉我山の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我山(4)	今帰仁村字呉我山の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我山(5)	今帰仁村字呉我山の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我山(6)－1	今帰仁村字呉我山の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我山(6)－2	今帰仁村字呉我山の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
湧川306－B13 －45	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	土石流
三謝306－A13 －27	今帰仁村字呉我山の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	土石流
マッチャク306 －A13－28	今帰仁村字玉城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	土石流
与那嶺306－A 08－06	今帰仁村字与那嶺及び字仲尾次の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	土石流

与那嶺306-A 08-16	今帰仁村字与那嶺の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	土石流
前原306-A08 -10	今帰仁村字玉城及び字謝名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	土石流
今泊306-A08 -13	今帰仁村字今泊の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	土石流
今泊306-A08 -14	今帰仁村字今泊の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	土石流
諸志306-B08 -05	今帰仁村字諸志の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	土石流
兼次306-B08 -15	今帰仁村字兼次及び字諸志の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	土石流
謝名306-B08 -17	今帰仁村字謝名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	土石流

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年2月5日まで縦覧に供する。

平成24年12月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年12月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県脊髄損傷者協会
- 3 代表者の氏名 仲根建作
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 沖縄県総合福祉センター西棟2階ポランティア・小規模団体室内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、脊髄損傷者及び重度身体障害者の医療充実、社会参加の促進、福祉の増進並びに会員相互の親睦を図り、以って意義のある文化的な生活を営むことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年1月15日まで縦覧に供する。

平成24年12月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年11月15日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チャレンジドおきなわ
- 3 代表者の氏名 宮城隆
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市牧志1丁目14番5号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者の人格を尊重し、人格を擁護するとともに、障がい者を取り巻く環境を改善するため関係機関との連携を図りながら、障がい者が自ら選択により就労し、積極的かつあたりまえに地域で暮らし、社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を行い、誰もが暮らしやすい街となるよう障がい者の福祉増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年2月20日まで縦覧に供する。

平成24年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年11月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ボンネビル・名護
- 3 代表者の氏名 濱畑とも子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市大東三丁目18番11号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者等に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスおよび地域生活支援に関する事業を行い、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう継続的に活動し、自分の住み慣れた地域で普通に楽しく暮らしていける夢と希望のある地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年2月26日まで縦覧に供する。

平成24年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年11月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人バリアフリーネットワーク会議
- 3 代表者の氏名 親川修
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市照屋一丁目14番14号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者及び児童やその家族、また高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々の、特に生活や余暇活動時における介助や補助に関する事業を行い、すべての人々が健やかに自由に暮らせる地域社会づくりと社会全体の利益の増進を目的とし、真のバリアフリー社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年2月4日まで縦覧に供する。

平成24年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年12月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人マーズ
- 3 代表者の氏名 下地克子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市平良字狩俣1155番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は障害者や子ども及び高齢者などの社会的弱者とされる人々に対し、福祉活動やレクリエーション活動を通じて、社会的弱者とされる人々の健康で明るい豊かな生活の形成育成と、相互の交流に寄与することを目的とする。

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第49条第2項において準用する同条例第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第49条第2項において準用する同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成24年12月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 沖縄県
- (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 仲井眞弘多
- (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 新石垣空港整備事業
- (2) 種類 飛行場及びその施設の設置の事業
- (3) 規模 滑走路の長さ 2,000メートル

3 対象事業が実施されるべき区域 石垣市

4 事後調査の実施期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

- ア 沖縄県土木建築部新石垣空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2796
- イ 沖縄県新石垣空港建設事務所 石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-3245
- ウ 石垣市企画政策課 石垣市美崎町14番地 電話番号0980-82-9911
- エ 竹富町企画財政課 石垣市美崎町11番地 電話番号0980-82-6191
- オ WWFサンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村 石垣市字白保118番地 電話番号0980-84-4135

(2) 期間 平成24年12月18日から平成25年1月16日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。ただし、WWFサンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村については、水曜日を除く。）

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

6 その他参考となる事項 なし

7 この公告及び縦覧に関する問合せ先

- (1) 沖縄県土木建築部新石垣空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2796
- (2) 沖縄県新石垣空港建設事務所 石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-3245

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---